

トピックス

- 金誠同達の募金、物資調達および感染地域への駆け付けの手配

法令速報

- 市場監督管理総局：法による外商投資企業の登記登録業務の遂行
- 市場監督管理総局、「独占禁止法改正案」についての意見を募集
- 三部門、2019年度の外商投資情報の年度報告の実施を手配

弁護士コラム

- 新型コロナウイルス期間中の労務問題の処理について

重要法令対訳

- 中華人民共和国外商投資法実施条例(国務院令第七百二十三号)(中日対訳)
- 「外商投資法」の貫徹・実施と外商投資企業の登記登録業務の遂行に関する市場監督管理総局の通知(中日対訳)

金誠同達の募金、物資調達および感染地域への駆け付けの手配

昨今におきましては、全国の多くの省都市で新型コロナウイルスにより感染する肺炎の疫病が発生しています。これに対し、金誠同達は最も早い段階で緊急対応策に着手し、疫病発生状況対応業務チームを設立し、所内の全職員を対象に募金業務を積極的に実施しています。

1月29日の時点では、金誠同達は所内での募金を通じて既に第一便の医薬物資、20万円の2700タンクの消毒液の調達を完成し、既に湖北省武漢市に運送しています。後続の便の物資調達と運輸も現在触れ込みながら準備しています。

一軒の強い社会的な責任感を堅持する法律事務所として、金誠同達は継続的に疫病発生状況の変化に注意を払い、自分たちの力を尽くし、各方面と助け合って疫病発生状況の予防と抑制に助力して参ります。

市場監督管理総局：法による外商投資企業の登記登録業務の遂行

先日、国家市場監督管理総局は「『外商投資法』の貫徹・実施と外商投資企業の登記登録業務の遂行に関する市場監督管理総局の通知」(以下「通知」)を公布した。通知は2020年1月1日から実施されている。

「通知」は外商投資企業の登記過程の規範化、外商投資情報申告制度の実施、外商投資企業の資料規範の明確化などの六部分の内容に分けられており、申請手続きの規範化などの14項目の措置が含まれている。その中で注意が必要なのは、2020年1月1日以前に設立された外商投資の会社が、外商投資法の施行後の5年以内に最高権力機構、法定代表者または董事の任命方法、議決メカニズム等の「中華人民共和国会社法」(以下「会社法」)の強制的な規定に適合していない事項を、調整する場合には、会社定款を修正し、かつ、法により登録機関に変更登録、定款登録、董事届出などの手続きを申請しなければならないという点である。2025年1月1日以降に、外商投資企業の組織形態、組織機構などが「会社法」と「パートナー企業法」の強制的な規定に適合しておらず、かつ、法により登録、定款登録または董事登録の変更を申請していない場合には、登録機関は当該企業のその他の登録事項の変更登録、届出などの事項を行わず、関連の状況を公示する。

(法規原文：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/201912/t20191231_310111.html)

市場監督管理総局、「独占禁止法改正案」についての意見を募集

先日、国家市場監督管理総局は「独占禁止法改正案(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公布し、現在社会から意見を募集しており、意見に対するフィードバックは1月31日までとされている。

全体から見れば、「意見募集稿」においては、現行の「独占禁止法」の核心的な構造は変更されておらず、主に競争制度、独占行為、調査手順、法的責任などの内容に対する数点の修正と補足が行われている。注目点としては、独占禁止法違反行為に対する処罰基準の大幅な引上げ、日常経営・投資取引・法律執行への対応などの面における独占禁止法コンプライアンス強化の企業への督促、競争制度の中国経済政策システム中における基礎的な地位の明確化、および公正な競争の審査と行政的独占行為に対する法律執行メカニズムを通じた政府の行為の全面的な規範化が含まれている。

なお、「独占禁止法」の重要な関連規定として、国家市場監督管理総局は「事業者結合審査暫定規定(意

見募集稿)」も公布し、現在社会から意見を募集しており、意見に対するフィードバックは2月7日までとされている。当該意見募集稿ではさらに、事業者結合申告の基準と審査の制度などが調整・完全化されている。

(法規原文:http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202001/t20200102_310120.html)

三部門、2019年度の外商投資情報の年度報告の実施を手配

先日、商務部などの三部門は「2019年度における外商投資情報の年度報告の実施に関する公告」(以下「公告」)を公布した。公告は2020年1月1日から発効している。

「公告」においては、2019年12月31日までに中国の国内で法により設立・登録された外商投資企業は、2020年1月1日から6月30日までの間に、国家企業信用情報公示システムに登録して年次報告書を提出する必要があると規定されている。2020年1月1日以降に設立された外商投資企業は、翌年度から報告書を提出する。さらに、「公告」では、2020年6月30日以前において、年度報告に誤報や申告漏れがあった場合には、外商投資企業は国家企業信用情報公示システムを通じて補てんまたは訂正を行うよう要求されている。2020年7月1日以降において、年度報告書に未申告、誤報または申告漏れがあった場合には、外商投資企業は商務主管部門に申請し、外商投資情報報告管理システムを通じて補てんまたは訂正を行うべきとされている。年次報告義務を履行していないため、経営異常名簿に組み入れられた場合は、これに加え、「企業情報公示暫定条例」の規定に基づいて関連手続きを行うべきとされている。

(法規原文:<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202001/20200102927881.shtml>)

新型コロナウイルス期間中の労務問題の処理について

作者:黄翔

Q1:当社は、上海市に所在する生産型企業です。ご存知のとおり、2019年12月に武漢市で発生した新型コロナウイルスが今も拡大し、その拡大を防止する措置として、国務院も各地方政府も、企業へ休業延長の指示を出しました。当該休業延長期間は、労働法上どう取り扱いますか。ご教示ください。

A:今回の新型コロナウイルスは感染力がかなり強い病気ですので、その対応措置の一環として、政府による企業への休業延長指示が下されました。具体的に言えば、国務院は2020年1月26日に、「2020年春節休暇の延長に関する通知」を公布し、春節休暇を2月2日まで延長することを命じました。また、蘇州市、上海市、重慶市、浙江省、広東省等の一部の地方も、企業に対して、上記の国務院の規定した期間を超過する休業期間を命じました。例えば上海市においては、医療機器や薬品などの防疫関連事業、電力や水道、通信、公

公共交通機関といった公益事業、小売店、食品生産、物流などの市民の生活にかかわる事業を除き、他の市内の企業は2月9日の24時よりも前には事業を再開しないよう通知しました。

それでは、1月31日から2月9日までの休業延長期間は、労働法上どう理解すべきなのでしょう。この点について、1月28日に上海市政府の記者会見において、上海市人力資源及び社会保障局の副局長（費予清氏）が以下の旨を述べました。

- (1) 当該休業延長期間は、休日に該当する。
- (2) 当該期間において休憩する（勤務をしない）従業員に対して、企業は労働契約に取り決めた基準に基づき賃金を支給すべきである。
- (3) 防疫関連事業や市民の生活を保障する事業に従事するために勤務する従業員に対して、企業は、休日出勤として関連従業員に振替休暇を手配し、又は時間外労働賃金（一般賃金の2倍）を支給すべきである。

しかし、休業延長期間が休日に該当するものの、当該期間において勤務をしない従業員に対して賃金を支給すべきかについては、実務家の間で異なる見解があります。具体的に言えば、一部の実務家は、上海市政府部門が「労働契約に定める基準に基づき賃金を支給すべき」旨を明確に命じたため、企業が、従業員との労働契約に取り決めた賃金基準（一般的には月給）をもって当月の賃金を支払わなければならないと認識しています。これに対して、もう一部の実務家は、そもそも一般の休日（例えば、土日）について従業員へ賃金を支給する必要はなく、休業延長期間が休日に該当する以上、当該期間において従業員へ賃金を支給する必要もなく、特に、当該期間中における2月3日、2月8日および2月9日は、元々休日であるので、今回の休業延長措置がなくても賃金を支払うべきではないと認識しています。

今回の休業延長は、新型コロナウイルスの拡大を防止するために緊急にとられた対応措置で、前例のない状況であるため、労働法上の取扱いには到底明確ではありません。しかし、非常な時期において労務リスクを最大限に避けて、従業員のこころを安定させ、休業延長期間の終了後に速やかに生産を再開する観点から見れば、企業はできる限り、休業延長期間において勤務をしない従業員に対しても賃金を支給した方が良いとお勧めします。

Q2: 一部の従業員は、春節休みに入る前に、1月31日から2月2日までの期間中に有給休暇を申請しましたが、現在も有給休暇として取り扱うべきでしょうか。

A: 上海市政府が1月31日から2月9日までの期間がすべて休日に該当することを規定している以上、この期間をさらに有給休暇として取り扱うべきではないと考えます。

Q3: 当社の従業員のうち、湖北省出身の者が多いため、これらの従業員は、2月10日以降にも出勤できない可能性が高いです。この場合には、どう取り扱うべきでしょうか。

A: 隔離のために2月10日以降にも出勤できない従業員に対して、企業は在宅勤務を手配することができます。在宅勤務ができない場合は、国および会社の就業規則に基づき、優先的に有給休暇を手配することができます。

き、有給休暇を使い切っても出勤できず、かつ、隔離の期間が長いと予測する場合は、従業員と協議した上で、一時的に勤務を中止し、勤務中止の期間中において上海市の最低賃金(2480 元)を支払うことが考えられます。ただし、実務上、政府の要求に基づく在宅隔離の期間においても通常出勤とみなされ、一般の給料を支払わなければならないという見解もありますが、当該取扱いは企業にかなり大きな負担をかけ、その合理性については疑問が持たれています。一方、新型コロナウイルスに感染した従業員は、病気休暇として取り扱うべきです。

Q4: かりに数多くの従業員が出勤できず、当社が2月10日以降にも生産を再開することができなくなってしまう場合には、従業員への賃金をどう支払うべきでしょうか。

A: 人力資源及び社会保障部弁公庁が2020年1月24日に公布した通知と上海市の関連規定によりますと、新型コロナウイルスによって企業が一時操業停止し、操業停止の期間が一つの賃金支払期間(一般的には1か月)を超えない場合には、企業は労働契約に取り決めた基準に基づき従業員へ賃金を支払う必要があります。操業停止の期間が一つの賃金支払期間を超えた場合には、企業は上海市の最低賃金基準を下回らない基準をもって従業員へ賃金を支払う必要があります(ただし、各地方の規定は若干異なりますので、ご注意ください。)

Q5: 当社には、労働契約を締結していないが、雇用決定書を出し、春節明けから入職する予定の者がいます。しかし、今回の新型コロナウイルスの原因で、雇用しないことを決めました。この場合、当社はどのような責任を負うべきでしょうか。

A: この場合、貴社は契約締結上の過失責任を負い、当該者に対して一定の賠償金を支払う必要があります。

ます。賠償金の金額については、一定の基準は存在せず、ケース・バイ・ケースで検討する必要がありますが、今回の場合には、貴社はそれなりの理由があり、悪意をもって雇用しないことではないため、賠償金は高額に至らないと考えます。

中華人民共和国外商投資法実施条例(國務院令第七百二十三号)(中日対訳)

「外商投資法」とセットとなる重要な行政法規として、「外商投資法実施条例」は2019年12月12日に國務院第74次常務會議において可決され、2020年1月1日から施行されました。

「外商投資法実施条例」の中日対訳を作成しましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

『外商投資法』の貫徹・実施と外商投資企業の登記登録業務の遂行に関する
市場監督管理総局の通知」(中日対訳)

「外商投資法」と「外商投資法実施条例」を貫徹して執行し、外商投資の参入前内国民待遇とネガティブリスト管理制度を執行するため、市場監督管理総局は、外商投資企業の登記登録業務の法による遂行に係る事項につき、2019年12月28に関連通知が公布されました。

『外商投資法』の貫徹・実施と外商投資企業の登記登録業務の遂行に関する市場監督管理総局の通知」の中日対訳を作成しましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>